

君津市総合計画後期基本計画等策定支援業務委託仕様書

1 業務名称

君津市総合計画後期基本計画等策定支援業務委託

2 業務の目的

本市では、将来都市像である「ひとが輝き 幸せつなぐ きみつ」の実現に向け、基本構想（令和4年度～令和12年度）および前期基本計画（令和4年度～令和8年度）に基づき、市民をはじめ関係する皆様とともにまちづくりを推進してきた。このうち、前期基本計画が令和8年度で満了することから、令和9年度以降の4年間を対象とした、後期基本計画を策定する。

なお、後期基本計画の策定にあたっては、本市の地方創生に関わる「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（以下、「総合戦略」という。）および防災・減災、国土強靱化に関わる「国土強靱化地域計画」を一体的に策定する。

本業務は、君津市が後期基本計画（「総合戦略」、「国土強靱化地域計画」を含む）を策定するにあたり、後期基本計画の策定方針に基づき、策定作業全般に関する支援業務を行うことを目的とする。

3 業務の場所

君津市指定場所

4 業務委託期間

契約締結日の翌開庁日から令和9年3月12日まで

5 総合計画の構成【(※) 今回策定する計画】

計画	期間	備考
基本構想	9年（令和4年度～令和12年度）	
後期基本計画（※）	4年（令和9年度～令和12年度）	一体的に策定し、基本構想を加えて1つの冊子とする
「まち・ひと・しごと創生」 総合戦略（※）	4年（令和9年度～令和12年度）	
国土強靱化地域計画（※）	4年（令和9年度～令和12年度）	

6 業務の実施

- (1) 本業務は、本仕様書、後期基本計画の策定方針、策定スケジュールに基づき実施すること。
- (2) 受託者は、業務の実施にあたり、関係法令及び条例を遵守すること。

- (3) 受託者は、業務の実施にあたり、最新の事例や情報を収集し、業務内容に適切に反映させること。
- (4) 受託者は、業務の遂行上知り得た秘密その他情報を他人に漏らしてはならない。
- (5) 受託者は、本業務の全部を第三者に再委託してはならない。
- (6) 受託者は、本業務の一部を第三者に再委託する場合は、市に対し予め書面により報告を行い、市の承認を得ること。
- (7) 本仕様書に定めのない事項や本業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、速やかに市と協議を行い、指示を仰ぐこと。

7 打合せ協議

業務を適正かつ円滑に実施するため、受託者は市と進捗状況に応じて、概ね毎月1回程度打合せを行い、その内容については受託者が協議簿を作成し提出すること。

8 資料の貸与

本業務に必要な資料のうち、市が保有する提供可能な図書その他関係資料（以下「貸与資料」という。）は受託者に貸与するものとする。

受託者は貸与を受けるにあたって借用書を提出するとともに、貸与資料を善良なる管理者の注意をもって使用するものとし、使用後は速やかに返還すること。

9 成果品の帰属

本業務の成果品は原則として全て市に帰属するものとする。また、受託者は市に帰属する成果物について、市の許可なく使用、複製又は第三者に譲渡及び貸与してはならない。

10 業務内容

本業務の内容は、以下を想定しているが、最終的には、受託者からの提案に基づき、市との協議を踏まえ決定する。

【令和7年度】

(1) 計画準備

受託者は予め市と十分な協議を行い、業務内容、指示事項等を把握し、業務実施計画書（工程表含む）を作成するとともに、必要な資料等の収集、整理を行う。

(2) 基礎調査

後期基本計画（「総合戦略」、「国土強靱化地域計画」を含む）の策定に必要となる、各種統計やR E S A S（地域経済分析システム）、君津市人口ビジョン等を活用し、人口・産業経済・財政等に関するあらゆる基礎的なデータを収集・分析するとともに、社会経済情勢、国や県の動向等を十分に整理し、本市への影響分析や将来フレームの分析（人口分析の検証）を行う。

なお、基本構想に位置付けられている人口推計（人口フレーム）の見直しはしないが、基礎調査の一環として、現状および今後の国勢調査を踏まえた人口の再推計は実施しておくものとする。

また、基礎調査に係る分析にあたっては、「SWOT分析」等の効果的な手法を活用するなど、経営的な視点に立つて行う。

（3）現行総合計画等の評価結果等を踏まえた成果や課題等の分析

現行の総合計画（基本構想および前期基本計画）や総合戦略、国土強靱化地域計画等の関連計画における施策・事務事業評価の結果等の評価・分析を行い、成果や課題等を明らかにする。

（4）アンケート調査

市民アンケート

市内に居住する18歳以上の方に対して、郵送によるアンケート調査を実施するにあたり、企画提案、集計・分析及び報告書を作成する。

この際、調査票の作成から発送、回収、分析までの一連の作業は受託者が実施し、調査に要する郵送料についても受託者が負担するものとする。ただし、返信用封筒の宛先は君津市企画調整課とする。

なお、回答は紙媒体のみならずWEBでの回答も可能となるよう設計し、WEBでの回答先及び回答フォームは、受託者が用意すること。

- ・調査対象者（18歳以上の市民2,000人程度を無作為抽出）※回収率50%想定
- ・調査票の設問設定、作成、印刷、集計及び分析

（5）地区別タウンミーティング

地区別のタウンミーティング（対話集会）を実施するにあたり、企画及び報告書作成にあたる。

- ・実施内容の提案【市内5地区（君津、小糸、清和、小櫃、上総地区）で1回ずつ実施を想定】
- ・資料作成、意見や課題の集約・分析

（6）後期基本計画の方向性等

基礎調査、現行の総合計画（基本構想および前期基本計画）の総括、アンケート調査や地区別タウンミーティング、庁内会議の内容等を踏まえ、課題の抽出とともに、後期基本計画の方向性（構成など）の検討、提案を行う。

併せて、総合戦略および国土強靱化地域計画との一体的な構成方法についても検討し、提案すること。

【令和8年度】

(1) 後期基本計画の策定支援

ア 後期基本計画（素案）の作成

庁内各所管への意見照会やヒアリング結果等を踏まえ、後期基本計画における分野ごとの施策（成果指標等を含む）等を取りまとめ、後期基本計画（素案）を作成する。

また、後期基本計画（素案）の作成に際しては、基本構想を実現するための重点施策等についても提案する。

なお、提案にあたっては、後期基本計画の策定方針における基本的な考え方を十分に踏まえて行うこと。

【策定にあたっての基本的な考え方】

- ・明確かつ具体的な目標設定
- ・市民や関係者の主体的な参加
- ・現実的な財源計画と優先順位の設定
- ・地域特性を活かした計画
- ・実施後の効果測定と柔軟な見直しの仕組み

イ 総合戦略の提案

国・県の動向を踏まえつつ、アにおける素案との整合を図りながら、総合戦略の改定内容について提案する。

ウ 国土強靱化地域計画の提案

イと同様に国・県の動向を踏まえつつ、アにおける素案との整合を図りながら、国土強靱化地域計画の改定内容について提案する。この際、現行の国土強靱化地域計画の基本計画編についても、国や県の動向、市の実情等を踏まえ必要な見直しを行う。

(2) 地区別タウンミーティング

地区別のタウンミーティング（対話集会）を実施するにあたり、企画及び報告書作成にあたる。

- ・資料作成、意見の集約等

(3) 計画書（本編）及び計画書（概要版）の原稿作成及び印刷製本

計画書の本編及び概要版を作成し、印刷製本を行う。

なお、計画書の作成にあたっては、写真やグラフ、図式の挿入、イラストレーター等によるデザイン、レイアウト調整を行うなど、誰もが読みやすく、見やすいデザインに配慮する。

11 成果品

本業務における成果品は次のとおりとする。

【令和7年度】

- (1) 基礎調査等報告書 一式（A4版、簡易製本）30部
※基礎調査等の令和7年度に実施した取組みをまとめた報告書
- (2) 上記の電子データ（word等/PDF）一式（CD-R）
- (3) その他関係資料 一式

【令和8年度】

- (1) 総合計画の計画書（本編） 800部（A4版、フルカラー、190頁程度）
- (2) 総合計画の計画書（概要版） 1,000部（A4版、フルカラー、8頁程度）
- (3) 上記の電子データ（word等/PDF）一式（CD-R）
- (4) その他関係資料 一式